
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**
項目 **購入又は組成した信用減損金融資産の取扱い**

I. 本資料の目的

1. 本資料では、購入又は組成した信用減損金融資産（以下「POCI」という。）の取扱いに関して、ステップ 2 における ASBJ 事務局の追加的な分析及び再提案、並びにステップ 4 における ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

なお、本資料は金融機関が保有する債権に焦点を当てており、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いについては別途検討を予定している。

II. 本論点を取り上げる理由

2. 第 515 回企業会計基準委員会（2023 年 11 月 29 日開催）及び第 207 回金融商品専門委員会（2023 年 11 月 22 日開催）では、ステップ 4 の検討を進め方として、まず次に焦点を当てて検討することを提案し、特段の異論は聞かれなかった¹。

(1) 債権単位での信用リスクの著しい増大（SICR）の判定

(2) 複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重

(3) 実効金利法に関連する論点（含む、金融商品の測定に関する論点）

3. また、第 519 回企業会計基準委員会（2024 年 2 月 5 日開催）及び第 211 回金融商品専門委員会（2024 年 1 月 29 日開催）（以下「第 519 回企業会計基準委員会等」という。）では、前項(3)の実効金利法に関連する論点には次の論点が含まれると考えられるとされた。

¹ 第 515 回企業基準委員会等では、ステップ 4 を採用する金融機関における開示に関する論点は会計処理に関する論点の議論を行った後に検討することを提案した。また、第 515 回企業基準委員会等において意見が聞かれた満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いについては、追加の論点として検討することを予定している。

- (1) 引当における貨幣の時間価値の考慮
 - (2) IFRS 第9号「金融商品」(以下「IFRS 第9号」という。)の実効金利法による償却原価の採用
 - (3) 償却原価の償却方法
 - (4) 信用減損金融資産に係る利息収益の認識
 - (5) POCI の取扱い
4. POCI の取扱い(前項(5))に関して、第502回企業会計基準委員会(2023年5月29日開催)及び第200回金融商品専門委員会(2023年5月24日開催)(以下「第502回企業会計基準委員会等」という。)ではステップ2における取扱いが審議されたが、その際、IFRS 第9号の実効金利法による償却原価の採用と同様の課題があると考えられたことからステップ4を採用する金融機関における定めを検討したうえで改めて検討することをASBJ事務局は提案した。また、この際、POCIに関連する現行の金融商品会計基準等²における定めとの関係に関して整理すべきとの意見が聞かれていた。
5. このため、本資料では、ステップ4の検討を進める前段階として、ステップ2の振返りを行うとともに現行の会計基準の定めを確認し、追加的な検討を行ったうえで、ステップ4におけるPOCIの取扱いに関するASBJ事務局の分析及び提案をお示しする。

III. ステップ2の振返り及び追加的な検討

ステップ2の振返り

6. 第502回企業会計基準委員会等では、IFRS 第9号におけるPOCIの取扱いに関する次の論点について、実務上の困難性の観点からの分析をお示しした。
- (1) 全期間の予想信用損失の見積り

² 本資料では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(以下「金融商品実務指針」という。)及び日本公認会計士協会が公表している「金融商品会計に関するQ&A」(以下「金融商品Q&A」という。)を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

- (2) 信用調整後の実効金利による償却原価
7. 前項(1)の当初認識時における「全期間の予想信用損失の見積り」については実務上困難と言えるほどではないと考えられた一方、前項(2)の「信用調整後の実効金利による償却原価」に関する定めを取り入れることについては実効金利法による償却原価の採用に関する審議において検討した他の論点に関する実務負担と共通の課題があると考えられたことから、ステップ4を採用する金融機関における定めを検討したうえで改めて検討することをASBJ事務局は提案した。
8. この点について、第502回企業会計基準委員会等では、次の意見が聞かれた。
- (1) 組成した信用減損金融資産について、現行実務に定めはないが、購入した信用減損金融資産については、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」第105項の「債務者の信用リスクを反映した債権の取得価額と償却原価法」の定めに基づき類似の会計処理が行われることが想定されていると考える。
- (2) 信用減損金融資産を購入する場合と組成する場合の違い、現行の金融商品会計基準等における定めとの関係及び将来キャッシュ・フローの回収不能額の見積りが事後的に増加するケースの取扱いに関して検討する必要がある。
9. 以上のことを踏まえ、次項以降では、POCIに関連する会計基準等の定めを改めて確認したうえで、ステップ2の追加的な検討を行う。

関連する会計基準の定めの確認

(IFRS第9号における定め)

POCIの定義

10. POCIは、「購入又は組成した金融資産のうち、当初認識時に信用減損しているもの」と定義されている（IFRS第9号付録A 購入又は組成した金融資産の定義）。
11. IFRS第9号では、金融資産は、当該金融資産の見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える1つ又は複数の事象が発生している場合には信用減損しているとされ、金融資産が信用減損している証拠には、次の事象に関する観察可能なデータが含まれるとされている（IFRS第9号付録A 信用減損金融資産の定義）。
- (1) 発行者又は債務者の重大な財政的困難
- (2) 契約違反（債務不履行又は期日経過事象など）

- (3) 借手に対する融資者が、借手の財政上の困難に関連した経済上又は契約上の理由により、そうでなければ当該融資者が考慮しないであろう譲歩を借手に与えたこと
- (4) 借手が破産又は他の財務上の再編を行う可能性が高くなったこと
- (5) 当該金融資産についての活発な市場が財政上の困難により消滅したこと
- (6) 金融資産を発生した信用損失を反映するディープ・ディスカウントで購入又は組成したこと

また、単一の区別できる事象を特定することが可能でなく、その代わりに、いくつかの事象の複合した影響により金融資産の信用減損が生じている場合があるとされている。

POCI の予想信用損失及び償却原価³

12. POCI の予想信用損失及び償却原価には、当初認識時に算定した信用調整後の実効金利を適用しなければならないとされている（IFRS 第9号第5.4.1項(a)及び第B5.5.45項）。また、信用調整後の実効金利を計算する際には、当初の予想信用損失を見積キャッシュ・フローに含めることが要求されている（IFRS第9号B5.4.7項）。
ここで、IFRS第9号は、当該金融資産のすべての契約条件及び予想信用損失を考慮して算定された信用調整後の実効金利は、金融資産の予想存続期間を通じて見積った将来の現金の支払又は受取りを、POCI の償却原価まで正確に割り引く率であるとしている（IFRS第9号付録A 信用調整後の実効金利の定義）。
13. また、信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているか否かにかかわらず、企業は、POCIに係る損失評価引当金として、当初認識以降の全期間の予想信用損失の変動累計額のみを認識しなければならないとされている（IFRS第9号第5.5.13項）。また、全期間の予想信用損失が、当初認識時の見積キャッシュ・フローに含まれていた予想信用損失の金額よりも少ない場合であっても、全期間の予想信用損失の有利な変動を減損利得として認識しなければならないとされている（IFRS第9号第5.5.14項）。

³ 別紙において、POCIに関するIFRS第9号の定め適用イメージをお示ししている。

(金融商品会計基準等における定め)

14. 現行の金融商品会計基準等では、債務者の信用リスクを反映して債権金額（額面金額）と異なる価格で取得した場合の取扱いについて、次のとおり定められている。

(金融商品実務指針第 105 項)

債権の支払日までの金利を反映して債権金額と異なる価額で債権を取得した場合には、取得時に取得価額で貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額との差額（以下「取得差額」という。）について償却原価法に基づき処理を行う。この場合、将来キャッシュ・フローの現在価値が取得価額に一致するような割引率（実効利子率）に基づいて、債務者からの入金額を元本の回収と受取利息とに区分する。償却原価法の適用については利息法によることを原則とするが、契約上、元金の支払が弁済期限に一括して行われる場合又は規則的に行われることとなっている場合には、定額法によることができる。

なお、債権の取得価額が、債務者の信用リスクを反映して債権金額より低くなっている場合には、信用リスクによる価値の低下を加味して将来キャッシュ・フローを合理的に見積もった上で償却原価法を適用する〔設例 11〕。

15. 前項の定めに関して、金融商品 Q&A Q38 では、取得差額の大部分が信用リスクから成る場合、実務上は「償却原価法を適用せずに、債権の取得後において信用リスクが高くなったときに、将来キャッシュ・フローの減損見積額増加分の割引現在価値を貸倒見積高として計上することにな」とされている。

ASBJ 事務局による追加的な検討

16. POCI を認識する状況としては、(1)購入した債権が信用減損金融資産である場合と(2)組成した債権が信用減損金融資産である場合が考えられる。このため、次項以降では、それぞれ分けて追加的な検討を行う。

(購入した信用減損金融資産)

17. 購入した信用減損金融資産に該当する例としては、バルク・セール等により債権金額（額面金額）を大幅に下回る価額で債権を購入する場合は挙げられる。
18. 購入した信用減損金融資産に関して、IFRS 第 9 号では、POCI の会計処理について当初認識時から信用減損が生じている金融資産の償却原価及び予想信用損失を測

定するにあたり、当初認識時の予想信用損失を考慮した見積キャッシュ・フローに基づく実効金利を用いることとされている。また、予想信用損失については、当初認識時以降の全期間の予想信用損失の変動累計額を損失評価引当金として認識することとされている。

19. この点、金融商品会計基準等においても、取得当初から信用減損が生じており取得価額と債権金額（額面価額）が異なる債権については、取得当初に見込まれた貸倒見積高を考慮した将来キャッシュ・フローに基づく実効利率による償却原価法を採用することとされている。また、本資料第 15 項のとおり、実務においては取得（当初認識）時以降の将来キャッシュ・フローの回収不能見込額の増加分の割引現在価値を貸倒引当金として計上しているものと考えられる。
20. 以上のとおり、購入した信用減損金融資産について、金融商品会計基準等においても、取得当初に見込まれた貸倒見積高を考慮した将来キャッシュ・フローに基づく実効利率による償却原価法を行うこととされている点に関して、IFRS 第 9 号における POCI の取扱いと大きな違いはないと考えられる。
21. ただし、償却原価の償却方法に関して、金融商品会計基準等では、「契約上、元金の支払が弁済期限に一括して行われる場合又は規則的に行われることとなっている場合」に定額法を用いることが認められている一方、IFRS 第 9 号では償却原価の償却方法として定額法を用いることは認められていない。

(組成した信用減損金融資産)

22. 組成した信用減損金融資産に関して、これまでの審議において次の意見が聞かれている。
 - (1) 信用リスクの高い債務者に対して適切な金利で新規融資を実行する場合とコロナ対応など金融円滑化法の要請の下で信用リスクの高い債務者に対して低い金利で融資を実行する場合などがある。後者は融資件数が多いため実務負担が大きいこと、及び監督上の要請を考慮する必要があることを踏まえ、慎重に検討する必要があると考える。
23. 前項の意見は、新規の貸付けが信用減損金融資産に該当する場合の取扱いを懸念する意見であると考えられる。また、国際会計基準審議会（IASB）は、IFRS 第 9 号の POCI に関する会計処理を検討した際、条件変更により既存の金融資産の認識が中止され新たに信用減損金融資産を認識する場合があることに焦点を当てたとされている（IFRS 第 9 号 BC5.216 項）。

24. このような状況を踏まえ、次項以降では、(1)新規の貸付けが信用減損金融資産に該当する場合と(2)条件変更により新たに信用減損金融資産を認識する場合に分けて分析を行う。

新規の貸付けが信用減損金融資産に該当する場合

25. 我が国の銀行等金融機関では、通常その規模に見合った信用リスク管理体制を構築し、運用しているものと考えられる。このため、コロナ対応など金融円滑化法の要請を踏まえて通常の経済環境下に比して一定程度リスクを取った貸付けを新たに実行する場合であっても、各銀行等金融機関における信用リスク管理体制の下で新規の貸付けが実行可能なものであると判断されていると考えられる。
26. このような状況において、貸付実行時から比較的短期間で信用リスクの見直しにより信用減損金融資産とされる場合はあると考えられるものの、通常は貸付けの新規実行時点において信用減損金融資産であるという状況は限定的であると考えられる。このため、POCIについて IFRS 第9号の定めをそのまま取り入れることが考えられる。

条件変更により新たに信用減損金融資産を認識する場合

27. 本資料第23項のとおり、IASBは、条件変更により新たに信用減損金融資産を認識する場合があるという懸念に焦点を当てて検討を行ったとされている。
28. ここで、債権の条件変更に関して、日本公認会計士協会の業種別委員会実務指針第32号「資本性適格貸出金に対する貸倒見積高の算定及び銀行等金融機関が保有する貸出債権を資本性適格貸出金に転換した場合の会計処理に関する監査上の取扱い」には、次の定めが置かれている。

(1) DDS等実施時における会計処理

DDS等が、金銭消費貸借契約の条件変更又は準消費貸借という法律行為として既存債権との法的同一性を維持して実施されているのであれば、原則として金融資産の消滅の認識要件を満たしていない取引と判断され、既存債権の消滅及び新債権の取得という会計処理は行われないと考えられる(企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」第8項及び第9項参照)。

この場合、このようなDDS等の実施については、既存債権の条件変更として取り扱うことになり、従前の取得原価又は償却原価のまま「貸出金」として処理し、当該取引により交換損益は認識しない。

29. 前項の定めを踏まえると、多くの銀行等金融機関では、現行の実務において信用減損が生じているような債権の条件変更を行った場合、既存債権の認識の中止及び新たな債権を認識する会計処理は行われていないと考えられる。また、これまでの審議において、条件変更及び認識の中止に関する IFRS 第 9 号の定めは、当面の間、取り入れないことを提案し、特段の異論は聞かれなかった。
30. 以上のことから、銀行等金融機関では、条件変更により信用減損金融資産を新たに認識するような状況は限定的であると考えられる。このため、POCI について IFRS 第 9 号の定めをそのまま取り入れることが考えられる。

(国際的な比較可能性の観点からの分析)

31. 本資料第 20 項及び第 21 項のとおり、購入した信用減損金融資産に関して、IFRS 第 9 号の定めと金融商品会計基準等の定めには大きな差はないと考えられるものの、償却原価の償却方法に関して、金融商品会計基準等では一定の場合に定額法を用いることが認められている一方、IFRS 第 9 号では償却原価の償却方法として定額法を用いることは認められていない。
32. この点、これまでの審議において、償却原価の償却方法に関して、ステップ 2 では、IFRS 第 9 号における実効金利法による償却原価の考え方との関係及び国際的な比較可能性を重視する観点から、IFRS 第 9 号の定めを取り入れて利息法とし、定額法を適用するオプションは設けないことを提案している。
33. したがって、国際的な比較可能性を確保することを重視するというステップ 2 の目的を達成する観点からは、POCI について IFRS 第 9 号の定めをそのまま取り入れることが考えられる。

ASBJ 事務局からの再提案

34. 以上の事務局の分析を踏まえ、ステップ 2 では、POCI に関する IFRS 第 9 号の定めをそのまま取り入れることが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント 1

本資料第 16 項から第 34 項の事務局の分析及び再提案についてご意見を伺いたい。

IV. ステップ4における取扱い

ASBJ事務局による分析

35. 前項のとおり、ステップ2において、POCIに関するIFRS第9号の定めをそのまま取り入れる場合、本資料第17項から第30項のとおり、償却原価の償却方法を除き、購入した信用減損金融資産に関する会計処理はIFRS第9号と金融商品会計基準等で大きな違いはなく、またステップ4を採用することが見込まれる金融機関においても組成した信用減損金融資産を認識する状況は限定的であると考えられる。このため、ステップ4においても、基本的にPOCIに関するIFRS第9号の定めを取り入れることが考えられる。
36. 一方、償却原価の償却方法については、ステップ4を採用することが見込まれる金融機関の代表者からは、償却原価の償却方法を利息法のみとすることに強い懸念が聞かれている。この点、第519回企業会計基準委員会等において、ステップ4では「実務負担に配慮」する観点から、実務上の便宜として、購入された債権（信用減損金融資産を除く。）に関する償却原価の償却方法として定額法を適用するオプションを設けることを提案し、特段の異論は聞かれなかった。
37. このため、ステップ4において「実務負担に配慮」する観点から、信用減損金融資産についても、購入された債権（信用減損金融資産を除く。）と同様、償却原価の償却方法として定額法を適用するオプションを設けることが考えられる。
38. ここで、金融商品会計基準等では、償却原価法の適用については利息法によることを原則とするものの、「契約上、元金の支払が弁済期限に一括して行われる場合又は規則的に行われることとなっている場合には、定額法によることができる。」とされている（本資料第21項参照）。実務を踏襲する観点から、償却原価の償却方法として定額法を適用するオプションを設ける際、同じ条件を付けることが考えられる。
39. 以上のことから、ステップ4においては、「契約上、元金の支払が弁済期限に一括して行われる場合又は規則的に行われることとなっている場合」に償却原価の償却方法として定額法を適用するオプションを設けることが考えられる。

ASBJ事務局からの提案

40. 以上の事務局の分析を踏まえ、ステップ4では、POCIに関するIFRS第9号の定めを原則として取り入れつつ、「実務負担に配慮」する観点から、実務上の便宜とし

て、償却原価の償却方法について「契約上、元利の支払が弁済期限に一括して行われる場合又は規則的に行われることとなっている場合」に定額法を適用するオプションを設けることが考えられるがどうか⁴。

ディスカッション・ポイント2

本資料第 35 項から第 40 項の事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

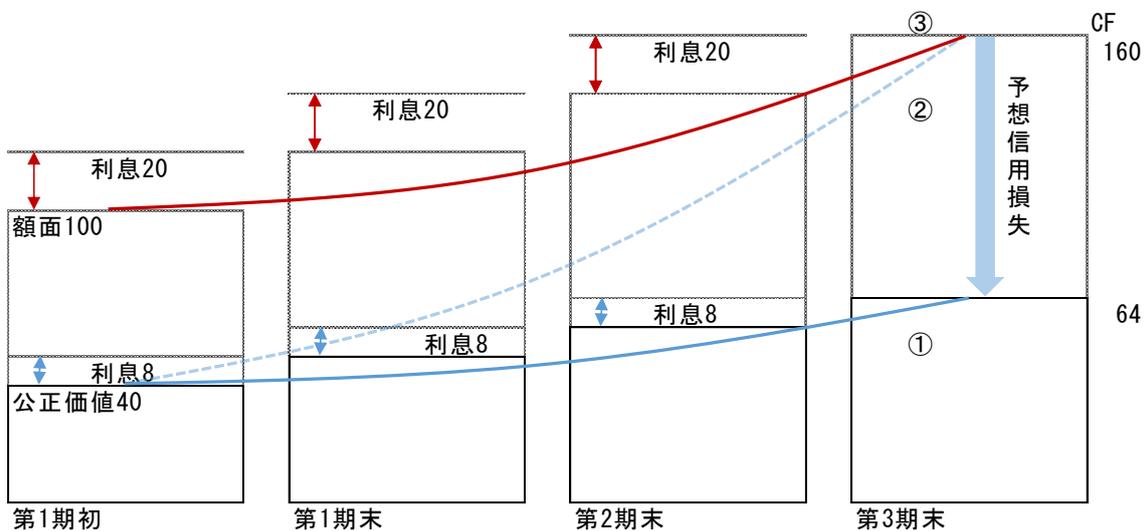
以 上

⁴ なお、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いについては別途検討を予定している。

別紙：POCIに関するIFRS第9号の定め適用イメージ

1. 本資料第12項及び第13項に記載したIFRS第9号のPOCIに適用される予想信用損失及び償却原価に関する定めについて、次の例示を用いて説明する。
2. 例示の前提は次のとおりである。
 - (1) 残存貸付期間3年、貸付金の契約上、額面は100、利息は每期20を各期末に支払うこととされている。
 - (2) 企業Aは、第1期初に当該金融資産を40で購入し、購入時に信用減損資産に該当すると判断した。
 - (3) 企業Aは、購入時における当該金融資産に対する全期間のキャッシュ・フローについて、第1期及び第2期の利息が8、3年後（返済期日）に48（元本40、利息8）が生じると見積った。
 - (4) 第1期から第3期にかけて、当初の見積りを変更する事象は発生していない。

【図表1】POCIに適用されるIFRS第9号の定めイメージ



3. 図表1の①（青色実線）は、信用調整後の実効金利を示している。また仮に実効金利に信用調整を行わない場合の割引率を②（青色点線）、当該金融資産がPOCIに該当しておらず、第1期初に額面と同額の100で購入した場合の実効金利を③（赤色実線）で示している。

4. 図表1に示したとおり、当初の金融商品の価格付けには信用損失が反映されており、信用調整後の実効金利で割り引くことによって、取引の経済実態及び経営者の目的を適切に反映することができると考えられる。

以 上